

伊丹市社会教育委員の会傍聴要領

(目的)

第1条

この要領は、伊丹市社会教育委員の会の運営に関して、伊丹市審議会等の公開に関する指針（以下「指針」という。）第4条第1項の規定に基づき、傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条

委員会を傍聴する者の定員は5人とする。

(傍聴の受付)

第3条

傍聴の受付は、会長が会議の開催を周知した日から会議の30分前までの間に行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条

次に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携えている者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条

傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
- (2) 騒ぎ立てない。
- (3) 示威的行為をしない。
- (4) 飲食、喫煙をしない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為

はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

4 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

（傍聴者への配布資料等）

第 6 条

傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

（傍聴者の退場）

第 7 条

傍聴者は、指針第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

（報道関係者の取扱）

第 8 条

伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第 2 条及び第 3 条の規定は適用しない。

（その他）

第 9 条

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。